

保護者のみなさまへ

福寿会
なないろこどもえん
灘波 絵里奈

令和6年度における施設型給付費の額に係る法定代理受領の通知について

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育給付認定された保護者が保育所等を利用する場合に施設型給付費を支給することになっています。この給付は法律上、保護者へ支払われることになっていますが、確実に教育・保育にあてるために施設に支払い（法定代理受領）をしています。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）では、施設が法定代理受領した施設型給付費の額について、教育・保育給付認定保護者に通知することとなっているため、令和6年度の実績額を下記のとおりお知らせします。

記

1 法定代理受領した施設型給付費の額

本園の認定区分毎の公定価格の額（下記2）から、各世帯の状況に応じた利用者負担額を減じた額になります。

2 本園の1人当たりの公定価格額（月額）

年齢区分	2号認定/3号認定		1号認定
	保育標準時間	保育短時間	教育標準時間
0歳児	281,060	270,040	
1,2歳児	182,200	171,180	
3歳児	127,870	116,850	422,600
4,5歳児	108,290	97,270	402,100

上記は月を通じて在籍した子どもに係る公定価格のため、月途中入退園の場合は日割り計算した額となります。

※本通知には令和7年3月分の給付費を掲載しています。

3 その他

この通知は、実績を報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担額の支払い等が発生するものではありません。